

平成 26 年度 第 1 回 清瀬市史編さん委員会 議事要旨

日 時：平成 26 年 11 月 17 日（月）
午前 10 時～12 時

場 所：本庁舎 4 階第 2 委員会室

出席委員：浅倉直美、谷口康浩、根岸茂夫、栗山究、齊藤隆雄、齊藤靖夫、坂間和英、
岡田耕輔、黒田一美、小西一午、中澤弘行（11 名）

欠席委員：黒川徳男、田村均（2 名）

事務局：企画部長、市史編さん室長、市史係 2 名（4 名）

《次 第》

1. 開 会
2. 市長挨拶
3. 委員の自己紹介
4. 清瀬市史編さん委員会の設置について
5. 委員長、副委員長の選出
6. 会議の取り扱いについて
7. 清瀬市史編さんに係る基本方針（案）について
8. その他
9. 閉 会

《配布資料等》

1. 委嘱状
2. 会議次第（平成 26 年度 第 1 回 清瀬市史編さん委員会 次第）
3. 清瀬市編さん委員会委員名簿
4. 第 1 回清瀬市史編さん委員会座席配置図
5. 清瀬市史編さん委員会設置規則【資料 1】
6. 清瀬市史編さんに係る基本方針（案）【資料 2】
7. 清瀬市史編さん委員会始動にあたってのお願い【資料 3】
8. 平成 26 年度清瀬市史編さん委員会スケジュール【資料 4】

《審議経過》

1. 開 会

企画部長 このたびは、皆さまお忙しい中、清瀬市史編さん委員をお引き受けいただきありがとうございます。これより、第 1 回清瀬市史編さん委員会を開会いたします。

第 1 回ですので、はじめに市長よりご挨拶申し上げます。

2. 市長挨拶

市史編さん委員に就任していただき、ありがとうございます。

市史編さんを楽しみにしています。市史を通して、清瀬を変えていく。歴史を知ることで市民が誇りを持てるようになってもらいたい。

清瀬には、隠れていた誇れる歴史がある。結核の療養を支えた医療の街の源は、野塩にあったとされている悲田処に始まっている。日本のリハビリの専門家養成も清瀬で始まった。

現『清瀬市史』には書かれてない重要なことがたくさんある。とりこぼしのないよう、史実を追求し、その上に物語をのせていくことが必要である。

歴史は物語として伝えられ記憶に残されていく。

清瀬は物語性のあるまちであり、市史編さんでは史実の裏付けを期待する。市史編さんという尊い仕事にお力をお借りしたくよろしくお願いしたい。

3. 出席者自己紹介

出席の委員及び事務局職員による自己紹介

4. 清瀬市史編さん委員会の設置について

清瀬市史編さん委員会設置規則【資料1】の説明（市史編さん室長）

5. 委員長、副委員長の選出

委員の互選により、委員長に根岸茂夫委員、副委員長に栗山究委員を選出。

これより、根岸委員長により議事が進められた。

6. 会議の取り扱いについて

(1) 議事要旨の委員名について

事務局：議事要旨を公開する際、発言者の氏名は記載せず、個人が特定されない形で発言内容を記載したいと考えているが、いかがか。

各委員：了承。

(2) 欠席者の意見について

事務局：やむを得ず会議を欠席される方には、あらかじめ文書による意見表明を認めることとしたいが、いかがか。

各委員：了承。

7. 清瀬市史編さんに係る基本方針（案）について

清瀬市史編さんに係る基本方針（案）【資料2】の説明（市史編さん室長）

<質問・意見等>

*「民俗」の扱いについて

委員： 民俗について、基本方針案には入っていないが、市史では扱わないのか。

事務局： 郷土博物館発行の双書（清瀬市歴史・文化双書）を民俗編と位置づけたいと考えている。

委員： 市史を双書の上位に位置づけ、双書の裏付けや検証を市史編さんの中で行う必要はないか、検討を要する。

*現『清瀬市史』の内容について

委員： 昭和48年発行の『清瀬市史』では、時代ごとに書かれた文章のなかで、同一項目について時代ごとに違う内容で記載されているものがあり、確認、訂正の必要がある。新しい市史ではこのようなことがないように、改めてほしい。

*近代、現代の市史について

委員： 現『清瀬市史』では、大正、昭和についての記載が薄い。大切な時代であるので、今回は重きをおきたい。昭和の話を、生存者がいるうちに聞きとっておく必要がある。時代背景など、公式の聞き取りでなくてよいので、話をきく機会を設けることが大切である。

*他地域との関わり合いについて

委員： 近隣の地域のみならず、江戸、東京とのかかわりなど、他地域との関わり合いも合わせた記述がほしい。市域を超えた調査により清瀬の位置づけがわかるような内容を期待する。

委員： 他地域との関わり合いという意味では、掲載する地図も、項目によってはもっと広域の地図を載せる必要がある。検討されたい。

*刊行および専門部会設置等のスケジュールについて

委員： 専門部会は、いつごろから活動することになるか、スケジュールを問う。

事務局： 近々開催予定の専門部会長会で検討したい。また、基本方針案では、専門部会は、部会長、専門委員、協力員で構成しているが、運営方法についても、専門部会長会で検討したいと考えている。

*市史刊行と市制50周年について

委員： 記念事業の一環として平成32年に市史を刊行するには、スケジュールがタイトである。

委員： 通史の刊行にこだわらず、この年に何か記念になるものが出せるよう考えたい。

事務局： 刊行スケジュールについても、専門部会長会で再検討の予定。

*「自然」の扱いについて

- 委員： 基本方針案では、「自然」についての記載がないが、市史には含まれないのか。
- 事務局： 「歴史の前提条件としての自然」として現『清瀬市史』同様の位置づけを考えている。
- 委員： 自然について、時代ごとに明確にできるところは各章で表記されたい。

＊概要版（普及啓発版）の発行について

- 委員長： 基本方針案では、通史刊行に先立って概要版（普及啓発版）を発行することになっている。通例の順番とは逆ではあるが、他市の例で通史発刊の後で一番よい資料が出てくるとも多いいことを考えると、写真集などを先行刊行することで、資料収集を呼びかける効果も期待できる。

＊潜在的な資料の掘り起こしについて

- 委員： 概要版（普及啓発版）のような刊行物でなくとも、市史編さんの進行状況については「ニュース」のような形で情報発信する方法もある。
- 委員： 市報やブログ記事のほか、自治会や老人会などを通じ、資料を集めているということを広報することが必要。「どんなものでも、まず見せてほしい」ということを周知徹底し、家の建て替えなどで出てくる古い書類や会計簿なども、捨てる前に声をかけてもらえる仕組みが肝要。
- 委員： 知り合いであれば声もかけやすく、資料の借用や返却も無理なくできる。団体代表の委員は地域に知人も多く、そういう機能を担えるのではないのか。
- 事務局： 潜在資料の掘り起こしについては、ご提案の方法のほかにも集まりを設けて呼びかけるなど、幅をひろげて考えたい。

＊郷土博物館との連携について

- 委員： 委員会の組織に郷土博物館のメンバーも入っていた方がよいのではないのか。
- 事務局： 委員会のメンバーには入っていないが、郷土博物館と市史編さん室は密接な連絡をとって情報を共有し、市史編さんに臨もうとしている。
- 委員： 資料の公開のことや、また、後の資料散逸を防ぐ仕組みを検討していく意味からも、委員会の席に郷土博物館関係者がいたほうがよい。

8 その他

今年度の委員会スケジュールについての説明、および事務連絡（事務局）

9 閉会

閉会宣言（委員長）

清瀬市史編さん委員会委員名簿

平成 26 年 11 月 17 日現在
(敬称略)

分野	氏名	所属
学 識 経 験 者	浅倉 直美	駒澤大学講師
	黒川 徳男	國學院大學兼任講師 北区立中央図書館「北区の部屋」地域 資料専門員
	谷口 康浩	國學院大學教授
	田村 均	埼玉大学教授
	根岸 茂夫	國學院大學教授
団 体 代 表 等	栗山 究	清瀬市文化財保護審議会
	齊藤 隆雄	清瀬市郷土博物館協議会
	齊藤 靖夫	清瀬郷土研究会
	坂間 和英	清瀬市郷土博物館友の会
公 募	岡田 耕輔	清瀬市民
	黒田 一美	清瀬市民
	小西 一午	清瀬市民
清瀬市	中澤 弘行	清瀬市副市長

事 務 局	今村 広司	企画部長
	植田 貴俊	市史編さん室長
	齊藤 千香野	市史編さん室 市史係
	香西 真弓	市史編さん室 市史係

事務局連絡先（企画部市史編さん室）

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

TEL 042-492-5111 (代表) 452 (内線) 042-497-1813 (直通)

FAX 042-492-2415

e-mail hensan@city.kiyose.lg.jp

【資料 1】

平成26年 8 月 1 日規則第22号

清瀬市史編さん委員会設置規則

(設置)

第1条 清瀬市史編さん事業を執行するにあたって、史実の調査、研究又は資史料収集等に関する作業を推進するため、清瀬市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 市史編さんに必要な調査、研究又は資史料収集に関すること。
- (2) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (3) 市史の編集及び刊行に関すること。
- (4) 市史の監修に関すること。
- (5) そのほか、市長が市史編さんに関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する15名以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の文化的団体等の代表者又は構成員
- (3) 一般公募による市民
- (4) 市理事者及び市職員
- (5) そのほか、市長が特に必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、かつ資史料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な審議に支障が生ずると認められる相当の理由がある場合、委員会の議決により非公開とすることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第8条 委員長は、市史に関する専門的な調査研究及び執筆等を行うことを目的とした部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部市史編さん室において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【資料 2】

清瀬市史編さんに係る基本方針（案）

1. 市史編さんの目的

この清瀬市史編さん事業は、平成 32 年の市制施行 50 周年に向け取り組むものであり、昭和 48 年に刊行された『清瀬市史』の内容的な見直し及び刊行以降の本市の歴史を明らかにしていくことを通して、市民の皆さんが、地域に対する理解、愛着を深め、地域への誇りをより一層育んでいけるよう目指すものである。

2. 編さん基本方針

- (1) 既刊『清瀬市史』は、昭和 48 年に刊行されて以来、40 年もの年月が経過していることから、その内容的見直しを行うとともに、最新の学問的成果を盛り込むものとする。また、執筆にあたっては、歴史学研究の専門家を中心に行うこととする。
- (2) 既刊『清瀬市史』は、資史料も織り交ぜた通史編 1 冊で構成されていることから、これを改め、通史編と資料編を分離し、より解りやすい構成とする。
- (3) 既刊『清瀬市史』編さんの過程で活用した資史料、その後の経過の中で収集された資史料や調査研究の成果等を有効に活用するとともに、潜在的な資史料の掘り起こしを積極的に行う。
- (4) 『清瀬市史』への関心を高め、市史編さん事業への取り組みを PR する目的で、資料編・通史編の発刊に先立って、概要版（図説）を刊行する。
- (5) 市史編さんの過程における市民参画を促す観点から、多くの市民の皆さんからの資史料提供を求め、活用を図るとともに、市民活動団体等が保有する資史料についても有効に活用を図る。
- (6) 収集した資史料等については、散逸の防止に向け、適正な整理・保存の方法を検討するとともに、広く市民に公開し、まちづくり、生涯学習や学校教育等での活用に努める。
- (7) 写真や図等を多く取り入れるとともに、平易な文章で記載するなど、広く市民に親しまれる内容にする。

3. 市史の構成

- (1) 清瀬市史（本編） 1冊
- (2) 清瀬市史（資料編） 5冊
 - ✚ 考古、古代・中世、近世、近代、現代
- (3) 普及啓発版 1冊
- (4) 市史研究（仮称） 6冊
 - ✚ 平成27年度から平成32年度 各年1冊

4. 市史編さん体制

(1) 市史編さん委員会

市史編さんにあたっての基本方針、必要事項の決定及び市史編さん事業の進捗管理等を行うため、市史編さん委員会を設置する。委員会は、学識経験者・市内文化的団体代表等・公募市民・市理事者及び市職員の15名以内で構成する。

(2) 専門部会

市史編さん委員会のもとに、時代別（考古、古代・中世、近世、近代、現代）にそれぞれ専門部会を設け、市史（通史編・資料編）に関する資（史）料収集・調査及び執筆等を行う。

(3) 市史編さん市民協力員（仮称）等

資史料の収集および整理等の市史編さん作業にあたっては、可能な限り市民への協力を募り、市史編さん市民協力員（仮称）等として登録する。

5. 市史編さん事務局

清瀬市史の編さん事業の事務局は、企画部市史編さん室にて行う。

6. 市史編さんの期間・刊行計画

(1) 市史編さんの期間

市史編さんは、清瀬市制50周年を迎える平成32年度までとする。

(2) 刊行計画

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市史編さん委員会	←						→
考古部会、古代・中世				→	資料編刊行		
近世部会				→	資料編刊行		
近代部会					→	資料編刊行	
現代部会					→	資料編刊行	
概要版編集・執筆			→	概要版刊行			
通史編 編集・執筆						→	通史編刊行
市史研究		○	○	○	○	○	○

7. 附帯事業

- (1) 市史編さん事業の普及を図り、市民の市史への関心を高めるため、普及啓発版『(仮称) 清瀬の歴史』を刊行する。
- (2) 地域の歴史・文化の学びを通じて、清瀬への誇りと愛着を育む観点から、市史に関連した講演会・講座等を実施する。
- (3) 市史編さん室専用ブログ『市史で候』や市 Facebook を有効に活用し、地域に伝わる祭りや、結核にまつわる尊い歴史を積極的に紹介するなど、地域の歴史への認識を深めていくような取り組みの継続的展開を図る。